

北カレリア県教育訓練共同事業体リベリア校と北の森づくり専門学院との
エラスムス+協定書

1 協定の目的

本協定は、所管の団体が相互に協力するための枠組みをつくり、両者間の相互の信頼を構築することを目的とする。

本協定では双方の団体が、品質の確保、評価、検証、参加者の知識や技術、適性の判断のための各種基準や手続きについて、相互に受け入れることを明確に定める。

他の目的は合意しているか。適切なものにチェックを入れる	■なし □あり：以下のとおり
-----------------------------	-------------------

2 協定に署名する団体

団体 A

機関識別コード	947752954
組織コード	E10194775
エラスムス認可	有/2021-2027
国	フィンランド
団体名	北カレリア県教育訓練共同事業体リベリア校
住所	(省略)
電話/FAX	(省略)
メールアドレス	(省略)
ホームページ	(省略)
代表者(職氏名)	アンネ・カルピネン 情報通信マーケティング販売部長
電話	(省略)
メールアドレス	(省略)
担当者(職氏名)	アラ・ハイラベディアン 国際開発担当者
電話	(省略)
メールアドレス	(省略)

団体B

機関識別コード	
組織コード	
エラスムス認可	
国	日本
団体名	北海道立北の森づくり専門学院
住所	北海道旭川市西神楽1線10号
電話/FAX	0166-75-6161/0166-75-6160
メールアドレス	kitamori.college@pref.hokkaido.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/index.htm
代表者（職氏名）	寺田宏（男性）、学院長
電話	0166-75-6181
メールアドレス	terada.hiroshi@pref.hokkaido.lg.jp
担当者（職氏名）	坂田貴範、教員（技師）
電話	0166-75-6165
メールアドレス	sakata.takanori@pref.hokkaido.lg.jp

3 協力分野

■両者間の協定に含まれる研修プログラム

この協定は、両者から相互に提供される教育プログラムについて効力を有する。交流における個別の研修プログラムは、本協定に定める手続きに沿ったと交流として各期間で何が実施可能であるかに基づき合意されるものとする。

■海外研修期間における能力開発に関する合意内容

全ての交流において、適切な能力開発の内容は主催者に対して以下の何れかの方法で提示される。

- ・主催者による準備会議（主に新たな企業やパートナー向けに推奨）
- ・ユーロパス履歴書又はそれに相当するもの
- ・学習同意書への記載（学習者）
- ・エラスムス+の交流同意書への記載（参加者全員）
- ・職業訓練証明書（学習者／関連するもの）

■役割分担

	主催者	派遣者
海外渡航にあたり必要な全ての書類の参加者への提供		○
宿泊及び交通費を含む、旅行経費及び必要経費		○
実習や移動、休憩時間を全て網羅した保険		○
健康保険及び旅行保険		○
海外研修中における宿泊の手配	○	○
作業着及び安全装備（要相談）	○	○
往復路の旅行及び海外渡航に係る手配	○	○
海外渡航前・中・後の署名	○	○
作成や署名すべき評価調書・書式	○	○
同行する教員等		○
適切な就業研修の確保及び学校研修の手配	○	

4 評価、文書化、検証及び承認

この協定に署名することにより、両者は、評価、文書化(証拠書類の作成)、検証及び承認のための手続きに関して協議を行い、それらがどのように行われるか合意したことを確認する。各種手続きについて、どのように進められるのか、どのような文書が使われるのかは、学習契約書(学習者の場合)に明記される。

■品質の確保

主催者(受入機関)は、次について実施する。

- ・学習者に対し、実際の作業現場において就業研修のための場所を提供するとともに、主催者として学習同意書、学習成果書、訓練同意書などについて署名する。
- ・交流は、研修期間の品質を維持するため、可能な限り TGG-1.0 の交流ツールに従って構成される(リベリアが提供する TGG-1.0 の詳細については international@riveria.fi を参照)
- ・OJT や職業指導、作業訓練のため、職業人に対して就業研修の場所を提供する。
- ・要望に応じて参加者の宿泊施設を手配する。
- ・海外のプロジェクト担当者(派遣者)に対して、(主催者の)窓口担当者や滞在費用に関する情報を提供する。
- ・参加者に対してガイダンスやサポートを行う。
- ・人員の配置に留意するとともに、関係者間の情報交換を促す。
- ・文書(例: ユーロパス←EU 共通の電子履歴書)の署名を確実に行う。
- ・必要に応じて証明書または推薦状を提出する。
- ・全ての評価が派遣者の要望に従って実施されるよう配慮する。
(以下参照。)

■評価(学習者)

派遣者は、参加者の評価や査定に使用する全ての必要な書類を主催者に提供する。その書類には、評価を行うために必要となる参加者の学習分野、動機、技能、学習能力などのほか、技能及び能力の評価基準が記載される。

■検証と把握

派遣者は、検証のプロセスの担当として、参加者が海外滞在期間中に評価された学習成果あるいは習得した能力が、特定の訓練プログラムあるいは資格取得に必要な特定の学習成果に対応したものであることを確認する。

■Training Goes Global 1.0

関係機関は、参加者の交流に当たり、リベリアによって開発された交流のプロセスである TGG-1.0 の使用を推奨される。リベリアの調整の元、フィンランド国内のフィンランド企業に赴く参加者にも、このツールは推奨される。

5 協定の有効期限

本協定は、署名した日から、その後の通知まで、又は何れか一方が書面により解約するまで有効である。この同意は、両者の合意により修正することができる。

本協定は、1カ月の猶予を持った解消の通知により一方的に却下することが可能である。同意の解消は、しかしながら、既に合意又は開始されたサービスについては、その実施を妨げない。

6 評価と検証

連携状況及び実施状況は、年に1度、両者により評価及び検証が行われる。

7 署名

団体／国	団体／国
北カレリア県教育訓練共同事業体リベリア校 フィンランド	北海道立北の森づくり専門学院 日本
氏名、役職	氏名、役職
アンネ・カピネン 情報通信マーケティング販売部長	寺田 宏 学院長
日付、場所、署名、印	日付、場所、署名、印
2021年5月6日、ヨエンスー	2021年5月10日、北海道